

ビジネストラックの手続きについて (シンガポール・韓国)

令和2年10月20日

内閣官房
出入国在留管理庁
外務省
厚生労働省
経済産業省
国土交通省

1. 制度の概要について

2. 必要書類について

3. 企業・団体の皆様への要望事項等

制度の概要

ビジネストラックの概要

- シンガポール（9月18日～）及び韓国（10月8日～）との間でビジネストラックが開始されています。
- 日本政府では6月18日から、一般の国際的な往来とは別に、**ビジネス上必要な人材等の出入国**について例外的な枠を設置し、現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を条件とする「**国際的な人の往来再開に向けた段階的措置**」を試行しています。同措置のうち、「**ビジネストラック**」は「**活動計画書**」の提出等のさらなる条件の下、**入国後14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でのビジネス活動が可能となるもの**です。
- 相手国への入国手続きについては、以下のサイトにて常に最新の情報を確認して下さい。
 - シンガポール：シンガポール政府「SafeTravel」サイト
 - 韓国：駐日韓国大使館ホームページ
- シンガポールとのビジネストラックでは、**渡航先滞在期間は最大30日間**です。滞在期間が30日を超える場合にはビジネストラックを利用できません。

ビジネストラックの対象者

- 日本に在住する日本国籍者及び相手国に在住する相手国国籍者、並びに国籍を問わず、日本又は相手国に現地の長期滞在パス（日本の場合は在留資格）を得て居住する者。
- ビジネス上必要な人材等短期若しくは中長期のビジネス目的又は外交・公用目的に限定（詳細は13ページ）。

邦人が日本→相手国→日本と渡航する場合のフロー

日本国内

渡航申請

シンガポールの場合

- シンガポール側受入企業等は邦人渡航者を代理して“SafeTravel Pass”をオンラインでシンガポール政府に申請してください。
- 邦人渡航者はシンガポール政府から発行される「Approval letter」（電子媒体又は写し）を受入企業等から事前に受け取って下さい。
- シンガポールの受入企業又は政府機関は、Safe Travelポータルサイトに渡航後14日間の行動計画（Controlled Itinerary）を登録してください（ビジネス関係の少人数の食事を除き、食事は一人です。会議の人数は、10名を限度）（日本人はシンガポール渡航にあたって、査証申請は不要です）。

韓国の場合

- 邦人渡航者は、在京韓国大使館・総領事館にて査証を取得してください。その際、隔離免除書（外交（A-1）・公務（A-2）の場合は不要）、病院診断書（査証申請日から48時間以内に医療機関が作成）の提出及び健康状態確認のためのインタビューへの回答が必要です。
- 韓国側受入企業等は、邦人渡航者を代理して、関係省庁に隔離免除書を申請してください。申請時には、活動計画書及び隔離免除同意書等の提出が必要です。
- 邦人渡航者は、在京韓国大使館・総領事館にて隔離免除書を受け取ってください（原則対面発給、事情に応じてメールでも可）。その際、申請時に提出した書類の写し等の提出が必要です。

検査証明取得等

- シンガポールへの渡航前14日間は日本に滞在してください。
- シンガポール到着前3日間のうちに、“SG Arrival Card”のウェブサイトを通じてシンガポール移民検問庁（Singapore Immigration and Checkpoints Authority）に対して渡航前の健康状態・渡航歴申告を提出してください
（<https://eservices.ica.gov.sg/sgarrivalcard/>）。
- 日本出国前72時間以内にPCR検査（※）を受け、「陰性」であることを記載した検査証明を取得してください。（※）検査の種類はP16参照

- 日本出国前72時間以内にPCR検査（※）を受け、「陰性」であることを記載した検査証明を取得してください。（※）検査の種類はP16参照
- 隔離免除書を3部用意してください。（検疫当局提出用1部、入国審査台提出用1部、本人携行用1部）

渡航

次ページに続く

邦人が日本→相手国→日本と渡航する場合のフロー（続き）

相手国内

相手国内活動

シンガポールの場合

- 入国審査時に事前に受け取っている「Approval letter」（電子媒体又は写し）の提示が求められます。
- 入国時、空港にて、自己負担でPCR検査を受けていただきます。
- 検査結果が陰性と判明するまで1~2日間、シンガポール政府に申告した非住宅宿泊施設（個室が確保できるホテルやサービスアパートメント等）で隔離命令に従ってください（他者との接触はできません）。
- 申告した滞在場所まではシンガポール側受入企業等から提供される手段（公共交通機関不可）で移動してください。
- 入国後14日間は事前に登録した行動計画（ビジネス関係の少人数の食事を除き、食事は一人ですること。会議の人数は、10名を限度）に従った行動をとってください。
- シンガポール側受入企業等は、滞在期間中の滞在場所から用務先までの移動手段を確保してください（公共交通機関の利用は禁止されています）。
- 渡航者は滞在中、シンガポール政府の“TraceTogether”アプリを常時作動させてください。
- 空港で受けるPCR検査の結果が陽性だった場合、シンガポール政府から直ちに医療措置が提供されますが、費用は自己負担となります。
- シンガポール滞在期間は最大30日間です（既にシンガポールの長期滞在パス（EP等）をお持ちの方も、ビジネストラック利用時には30日を超えての滞在はできません）。

韓国の場合

- 入国時、空港又は臨時検査施設にてPCR検査を受けていただきます（費用は韓国政府負担）。
- 検査結果が陰性と判明するまで空港又は韓国政府指定の臨時施設で待機してください（1~2日間、滞在費用は無料）。
- 健康状態質問書（機内配布）、特別検疫申告書（機内配布、滞在先住所及び携帯電話番号等を記入したもの）を空港検疫に、PCR検査証明（原本）（出国前に取得）、隔離免除書の写しを空港検疫及び入国審査それぞれに提出してください。
- 「自己診断アプリ」及び「自己隔離者安全保護アプリ」をダウンロードしてください。
- 入国後14日間は、韓国側受入企業等から提供される手段（公共交通機関不可）で移動してください。
- 韓国側受入企業等は、滞在期間中の滞在場所から用務先までの移動手段を確保してください（公共交通機関の利用は禁止されています）。
- アプリ及び保健当局からの電話による健康フォローアップにご協力ください。
- 空港で受けるPCR検査の結果が陽性だった場合、医療機関に移送されます（医療費は、韓国政府負担）。



邦人が日本→相手国→日本と渡航する場合のフロー（続き）

相手国国内

シンガポール・韓国共通

【日本への帰国14日前から】

- 日本への帰国前14日間検温の実施をお願いします。健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。なお、帰国14日前時点で相手国への渡航前である場合には、日本滞在時点から検温してください。
- 滞在期間が15日以上となる場合で、日本への帰国にもビジネストラックを利用する場合、出国前72時間以内に現地政府が指定する医療機関で新型コロナウイルスに関する検査を受検し（要予約）、「陰性」であることを記載した検査証明（以下「検査証明」という。）を取得してください。
 - （※）シンガポールの場合、受検の際、渡航申請時にシンガポール政府から発行された「Approved letter」の提示が必要になります。
 - （※）滞在期間が14日以内の場合には、日本帰国時に出国前検査を受検せずにビジネストラックを利用できます。
 - （※）検査の要件等についてはP16参照。
 - （※）日本への帰国時にビジネストラックを使わない場合においても、現行の水際措置（空港での検査、質問票の提出、14日間の自宅等待機及び公共交通機関の不利用等）への対応が必要となります。



日本国内

空港検疫

- 空港の検疫で、機内で配布される「質問票」に必要事項を記入の上、提出してください。日本への帰国にビジネストラックを利用する場合、「誓約書」及び「本邦活動計画書」（いずれも写しで可）を提出するとともに、相手国滞在期間が15日以上であった場合は検査証明（写し可）を提示してください。
 - （※）誓約違反時には、受入企業・団体の名称の公表、本措置の利用禁止となる可能性があります。
- 検疫において検査証明を持参していることを確認し、入国審査において検査証明を確認・回収します。
- 新型コロナウイルスに関する検査を受けていただきます。検査結果の判明までは原則として空港内で待機していただきます。

待機・移動（公共交通機関は使用不可）

14日間

- 日本への帰国時にもビジネストラックを利用する場合、帰国後14日間は公共交通機関を使わず、自宅等と勤務先の往復など、「本邦活動計画書」に基づき検疫所長が指定した場所以外には滞在又は移動しないでください。また、LINEアプリによる健康フォローアップ、地図アプリによる位置情報保存をするとともに、接触確認アプリを導入し、同アプリの機能を利用してください。（ビジネストラックでは誓約事項）
- ビジネストラックを利用しない場合、帰国後14日間、公共交通機関を使わず、自宅等で待機してください。

14日後

通常活動への復帰

邦人（相手国居住）が相手国→日本→相手国と渡航する場合のフロー

相手国国内

健康モニタリング・
検査証明取得等

シンガポール・韓国共通

- 日本への帰国前14日間は入国拒否対象地域（出発国を除く。）に滞在しないでください。
- 日本への帰国前14日間検温の実施をお願いします。健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。
- 日本側受入企業・団体が作成する「誓約書」と「本邦活動計画書」（いずれも写しで可）をご準備ください。
- シンガポールの場合は、「誓約書」及び「本邦活動計画書」（いずれも写し可）を在シンガポール日本大使館に提出の上、ビジネストラックの利用者であることを証明するカバーレターを取得してください。同レターを指定の医療機関に提示の上、出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受検し、「陰性」であることを記載した検査証明（以下「検査証明」という。）を取得してください。（※）検査の要件等についてはP16参照。

渡航

空港検疫
・入国審査

- 空港の検疫で、「誓約書」、「本邦活動計画書」（いずれも写し可）、「質問票」を提出及び検査証明（写し可）を提出してください。
（※）誓約違反時には、受入企業・団体の名称の公表、本措置の利用禁止となる可能性があります。
- 検疫において検査証明を確認・回収します。
- 新型コロナウイルスに関する検査を受けていただきます。検査結果の判明までは原則として空港内で待機していただきます。

待機・移動（公共交通機関は使用不可）

日本国内活動

- 入国後14日間（日本滞在期間が14日未満の場合は滞在期間中）は公共交通機関を使わず、自宅等と用務先の往復など、「本邦活動計画書」に基づき検疫所長が指定した場所以外には滞在又は移動しないでください。また、検査結果待機場所、宿泊場所及びビジネス関係での滞在場所においては、個室を用いるなど、必要最小限の関係者以外に、不特定の者との接触を行わないでください。
- LINEアプリによる健康フォローアップ、地図アプリによる位置情報保存をするとともに、接触確認アプリを導入し、同アプリの機能を利用してください（ビジネストラックでは誓約事項）
- シンガポール再入国時に14日間の指定施設での隔離の免除を希望する場合、再入国時のチャンギ空港内のクリニックでのPCR検査を予約してください。なお、シンガポールに再入国する際のビジネストラック（手続）はありません。
- 韓国再入国時に14日間の自宅又は施設での隔離の免除を希望する場合、韓国出国前に、隔離免除書の申請手続をして下さい。

日本国内

渡航

次ページに続く

邦人（相手国居住）が相手国→日本→相手国と渡航する場合のフロー（続き）

相手国国内

空港での検査
（又は14日間の
指定施設での隔離）

シンガポールの場合

- 再入国に当たっては、人材開発省や移民検問庁の入国承認に代わってシンガポール出発前に在シンガポール日本大使館が発行したカバーレターが必要となります（カバーレターの提示がない場合、滞在パス（EP等）を保持していても入国できず、パスの剥奪処分等の対象になる可能性がありますので注意してください）。
- 再入国時に14日間の指定施設での隔離の免除を希望する場合は、チャンギ空港内のクリニックで予約したPCR検査を受検してください。入国後検査の結果の通知があるまでは自宅等での隔離となります。
- その他、シンガポール政府が定める措置に従ってください。

韓国の場合

- 韓国出国前に、韓国所在の対象者受入企業・団体は、企業人出入国総合支援センターに隔離免除制度に関する照会を行ってください。
- 韓国出国前に、再入国許可を必ず取得してください。手続き等の詳細はHiKorea（ハイコリア＝政府総合電子サービスサイト）ウェブサイトをご覧ください。なお、同サイトにて電子申請も可能です。出国時に空港で取得することも可能ですが、事前の電子申請が推奨されています。
- 駐日本韓国大使館・総領事館にて隔離免除書発給のための申請を行ってください。
- 再入国時の入国審査にてPCR検査証明（陰性確認書）及び駐日本韓国大使館・総領事館にて受領した隔離免除書（1部）を提出し、空港検疫にて隔離免除書（1部）を提出してください。
- その他、韓国政府が定める措置に従ってください。

相手国に居住する外国人が相手国→日本→相手国と渡航する場合のフロー

シンガポール・韓国共通

在外公館での査証
発給等申請

健康モニタリング・
検査証明取得等

- 在外公館での査証又は再入国関連書類提出確認書の申請が必要です。
- 日本の在留資格を有する外国人であって、出入国在留管理庁が発行する「受理書」を所持している外国人は、再入国関連書類提出確認書の申請は不要です。
申請可能な者は、LINEアプリ・接触確認アプリ・地図アプリを使用可能なスマートフォンを持つ者に限定します（受入企業・団体からの貸与も認めます）。
- 出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受検し、「陰性」であることを記載した検査証明を取得してください。（※）検査の要件等についてはP17参照。シンガポールの場合、日本側受入企業・団体が作成する「誓約書」及び「本邦活動計画書」（いずれも写し可）を在シンガポール日本大使館に提出の上、ビジネストラックの利用者であることを証明するカバーレターを取得し、医療機関に提示してください。
- 日本への渡航前14日間は出発国に滞在してください。
- 日本への渡航前14日間検温の実施をお願いします。健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。

渡航

空港検疫
・入国審査

- 空港の検疫で「誓約書」、「本邦活動計画書」（いずれも写しで可）及び「質問票」を提出し、検査証明を提示してください。
（※）誓約違反時には、受入企業・団体の名称の公表、本措置の利用禁止となる可能性があります。
- 検疫において検査証明（写し可）を所持していることを確認し、入国審査において検査証明の確認・回収をします。
- 新型コロナウイルスに関する検査を受けていただきます。検査結果の判明までは原則として空港内で待機していただきます。
- シンガポールに居住する外国人の場合、日本滞在期間は最大30日間です。

待機・移動（公共交通機関は使用不可）

次ページに続く

相手国に居住する外国人が相手国→日本→相手国と渡航する場合のフロー（続き）

日本国内

日本国内活動

シンガポール・韓国共通

- 入国後14日間（日本滞在期間が14日未満の場合は滞在期間中）は公共交通機関を使わず、自宅等と用務先の往復など、「本邦活動計画書」に基づき検疫所長が指定した場所以外には滞在又は移動しないでください。また、検査結果待機場所、宿泊場所及びビジネス関係での滞在場所においては、個室を用いるなど、必要最小限の関係者以外に、不特定の者との接触を行わないでください。
- 民間保険に加入して下さい。（P19参照）
- LINEアプリによる健康フォローアップ、地図アプリによる位置情報保存をするとともに、接触確認アプリを導入し、同アプリの機能を利用してください（ビジネストラックでは誓約事項）。
- シンガポール再入国時に14日間の指定施設での隔離の免除を希望する場合、再入国時のチャンギ空港内のクリニックでのPCR検査を予約してください。なお、シンガポールに再入国する際のビジネストラック（手続）はありません。
- 韓国再入国時に14日間の自宅又は施設での隔離の免除を希望する場合、韓国出国前に隔離免除書の申請手続をして下さい。

渡航

空港での検査
（又は14日間の
指定施設での隔離）

シンガポールの場合

- 再入国に当たっては、人材開発省や移民検問庁の入国承認に代わってシンガポール出発前に在シンガポール日本大使館が発行したカバーレターが必要となります（カバーレターの提示がない場合、滞在パス（EP等）を保持していても入国できず、パスの剥奪処分等の対象になる可能性がありますので注意してください）。
- 再入国時に14日間の指定施設での隔離の免除を希望する場合は、チャンギ空港内のクリニックで予約したPCR検査を受検してください。入国後検査の結果の通知があるまでは自宅等での隔離となります。
- その他、シンガポール政府が定める措置に従ってください。

韓国の場合

- 韓国出国前に、韓国所在の対象者受入企業・団体は、企業人出入国総合支援センターに隔離免除制度に関する照会を行ってください。
- 韓国出国前に、再入国許可を必ず取得してください。手続き等の詳細は、HiKorea（ハイコリア＝政府総合電子サービスサイト）ウェブサイトをご覧ください。なお、同サイトにて電子申請も可能です。出国時に空港で取得することも可能ですが、事前の電子申請が推奨されています。
- 駐日本韓国大使館・総領事館にて隔離免除書発給のための申請を行ってください。
- 再入国時の入国審査にてPCR検査証明（陰性確認書）及び駐日本韓国大使館・総領事館にて受領した隔離免除書（1部）を提出し、空港検疫にて隔離免除書を提出してください。
- その他、韓国政府が定める措置に従ってください。

相手国国内

日本に居住する外国人が日本→相手国→日本と渡航する場合のフロー

日本国内

渡航申請

シンガポールの場合

- シンガポール側受入企業等は邦人渡航者を代理して“SafeTravel Pass”をオンラインでシンガポール政府に申請してください。
- 外国人渡航者はシンガポール政府から発行される「Approval letter」（電子媒体又は写し）を受入企業等から事前に受け取って下さい。
- シンガポールの受入企業又は政府機関は、Safe Travelポータルサイトに渡航後14日間の行動計画（Controlled Itinerary）を登録してください（ビジネス関係の少人数の食事を除き、食事は一人です。会議の人数は、10名を限度）（日本人はシンガポール渡航にあたって、査証申請は不要です）。
- 本邦滞在中の在留資格保持者が再入国を予定している場合は、日本出国前に出入国在留管理庁に対し、再入国予定の申出を行った上、受理書を取得してください。

韓国の場合

- 外国人渡航者は、在京韓国大使館・総領事館にて査証を取得してください。その際、隔離免除書（外交（A-1）・公務（A-2）の場合は不要）、病院診断書（査証申請日から48時間以内に医療機関が作成）の提出及び健康状態確認のためのインタビューへの回答が必要です。
- 韓国側受入企業等は、邦人渡航者を代理して、関係省庁に隔離免除書を申請してください。申請時には、活動計画書及び隔離免除同意書の提出が必要です。
- 外国人渡航者は、在京韓国大使館・総領事館にて隔離免除書を受け取ってください（原則対面発給、事情に応じてメールでも可）。その際、申請時に提出した書類の写し等の提出が必要です。
- 本邦滞在中の在留資格保持者が再入国を予定している場合は、日本出国前に出入国在留管理庁に対し、再入国予定の申出を行った上、受理書を取得してください。

検査証明取得等

- シンガポールへの渡航前14日間は日本に滞在してください。
- シンガポール到着前3日間のうちに、“SG Arrival Card”のウェブサイトを通じてシンガポール移民検問庁（Singapore Immigration and Checkpoints Authority）に対して渡航前の健康状態・渡航歴申告を提出してください
(<https://eservices.ica.gov.sg/sgarrivalcard/>)。
- 日本出国前72時間以内にPCR検査（※）を受け、「陰性」であることを記載した検査証明を取得してください。（※）検査の種類はP16参照

- 日本出国前72時間以内にPCR検査（※）を受け、「陰性」であることを記載した検査証明を取得してください。（※）検査の種類はP16参照
- 隔離免除書を3部用意ください。（検疫当局提出用1部、入国審査台提出用1部、本人携行用1部）

日本に居住する外国人が日本→相手国→日本と渡航する場合のフロー（続き）

相手国内

相手国内活動

シンガポールの場合

- 入国審査時に事前に受け取っている「Approval letter」（電子媒体又は写し）の提示が求められます。
- 入国時、空港にて、自己負担でPCR検査を受けていただけます。
- 検査結果が陰性と判明するまで1~2日間、シンガポール政府に申告した非住宅宿泊施設（個室が確保できるホテルやサービスアパートメント等）で隔離命令に従ってください（他者との接触はできません）。
- 申告した滞在場所まではシンガポール側受入企業等から提供される手段（公共交通機関不可）で移動してください。
- 入国後14日間は事前に登録した行動計画（ビジネス関係の少人数の食事を除き、食事は一人ですること。会議の人数は、10名を限度）に従った行動をとってください。
- シンガポール側受入企業等は、滞在期間中の滞在場所から用務先までの移動手段を確保してください（公共交通機関の利用は禁止されています）。
- 渡航者は滞在中、シンガポール政府の“TraceTogether”アプリを常時作動させてください。
- 空港で受けるPCR検査の結果が陽性だった場合、シンガポール政府から直ちに医療措置が提供されますが、費用は自己負担となります。
- シンガポール滞在期間は最大30日間です（既にシンガポールの長期滞在パス（EP等）をお持ちの方も、ビジネストラック利用時には30日を超えての滞在はできません）。

韓国の場合

- 入国時、空港又は臨時検査施設にてPCR検査を受けていただけます（費用は韓国政府負担）。
- 検査結果が陰性と判明するまで空港又は臨時施設で待機してください（1~2日間、滞在費用は無料）。
- 健康状態質問書（機内配布）、特別検疫申告書（機内配布、滞在先住所及び携帯電話番号等を記入したもの）、PCR検査証明（原本）（出国前に取得）を空港検疫に、隔離免除書の写しを空港検疫及び入国審査それぞれに提出してください。
- 「自己診断アプリ」及び「自己隔離者安全保護アプリ」を
- 入国後14日間は、韓国側受入企業等から提供される手段（公共交通機関不可）で移動してください。
- 韓国側受入企業等は、滞在期間中の滞在場所から用務先までの移動手段を確保してください（公共交通機関の利用は禁止されています）。
- アプリ及び保健当局からの電話による健康フォローアップにご協力ください。
- 空港で受けるPCR検査の結果が陽性だった場合、医療機関に移送されます（医療費は韓国政府負担）。

次ページに続く

日本に居住する外国人が日本→相手国→日本と渡航する場合のフロー（続き）

相手国国内

シンガポール・韓国共通

【日本への帰国14日前から】

- 日本への帰国前14日間検温の実施をお願いします。健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。なお、帰国14日前時点で相手国への渡航前である場合には、日本滞在時点から検温してください。
- 日本への帰国にもビジネストラックを利用する場合、出国前72時間以内に現地政府が指定する医療機関で新型コロナウイルスに関する検査を受検し（要予約）、「陰性」であることを記載した検査証明（以下「検査証明」という。）を取得してください。
 - （※）受検の際、シンガポールの場合、渡航申請時にシンガポール政府から発行された「Approved letter」の提示が必要になります。
 - （※）検査の要件等についてはP17参照。
 - （※）日本への帰国時にビジネストラックを使わない場合においても、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明、空港での検査、質問票の提出、14日間の自宅等待機及び公共交通機関の不利用等が必要となります。



日本国内

空港検疫・入国審査

- 空港の検疫で、機内で配布される「質問票」に必要事項を記入の上、提出してください。日本への帰国にビジネストラックを利用する場合、日本側受入企業・団体が作成する「誓約書」、「本邦活動計画書」を提出し、検査証明を提示してください（いずれも写し可）。
 - （※）誓約違反時には、受入企業・団体の名称の公表、本措置の利用禁止となる可能性があります。
- 検疫において検査証明（写し可）を持参していることを確認し、入国審査において検査証明を確認・回収します。
- 新型コロナウイルスに関する検査を受けていただきます。検査結果の判明までは原則として空港内で待機していただきます。

待機・公共交通機関以外での移動

14日間

- 日本への帰国時にもビジネストラックを利用する場合、帰国後14日間は公共交通機関を使わず、自宅等と勤務先の往復など、「本邦活動計画書」に基づき検疫所長が指定した場所以外には滞在又は移動しないでください。また、LINEアプリによる健康フォローアップ、地図アプリによる位置情報保存をするとともに、接触確認アプリを導入し、同アプリの機能を利用してください。（ビジネストラックでは誓約事項）
- ビジネストラックを利用しない場合、帰国後14日間、公共交通機関を使わず、自宅等で待機してください。

14日後 通常活動への復帰

ビジネストラックの対象者

◆ 対象者

日本に居住する日本国籍者及び相手国に居住する相手国国籍者並びに、国籍を問わず、日本又は相手国に長期滞在パス（日本の場合は在留資格）を得て居住する者です。シンガポールの場合、滞在期間は、30日以内に限定されます。当面の間は、同伴家族は対象として想定されていません。

（本邦に渡航する外国人の場合）

・下記①、②又は③に該当する新規査証申請者（シンガポールの場合、①、②のみ）
・原則、全ての在留資格保持者であって、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を得て出国し、再入国関連書類提出確認書を申請する者又は受理書を有する者です。

（相手国に渡航する者（外国人含む）の場合）

シンガポール：滞在期間30日以内の短期ビジネス目的又は外交・公務目的（日本政府発行の外交旅券又は公用旅券所持者のみ）に限ります（日本人は査証申請不要）。

韓国：重要なビジネス上の目的（短期訪問（C-3）、短期就業（C-4）、駐在（D-7）、企業投資（D-8））、外交（A-1）、公務（A-2）

①短期商用

日本に出張して行う業務連絡、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査等（報酬を伴わないもの）

②外交・公務

シンガポール政府又は韓国政府発行の外交旅券又は公用旅券所持者のみ（＝在留資格「外交」「公用」）。

③就労・長期滞在（以下のいずれかの在留資格に該当するもの）

- ・「経営・管理」
- ・「企業内転勤」
- ・「技術・人文知識・国際業務」
- ・「介護」
- ・「高度専門職」
- ・「技能実習」
- ・「特定技能」
- ・「特定活動」（起業）

1. 制度の概要について

2. 必要書類について

3. 企業・団体の皆様への要望事項等

I 必要書類（邦人・外国人（相手国国籍を有する方含む）が相手国へ渡航する場合）

相手国へ渡航する際

- ✓ 必要書類・手続詳細は、下記の大使館HPを御確認ください。

→検査証明の詳細はスライドI-①へ

【参考】相手国から本邦へ戻る際にビジネストラックを使う場合

- ✓ 誓約書→詳細はスライドⅡ - ①へ
- ✓ 質問票→詳細はスライドⅡ - ④へ

シンガポール：シンガポール政府「SafeTravel」サイト

<https://safetravel.ica.gov.sg/japan/rgl/requirements-and-process>

韓国：駐日韓国大使館ホームページ

http://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/brd/m_1068/list.do

I-① 日本を出国する際に必要な検査証明について

相手国政府が求める検査のスペック

	シンガポール	韓国
検査証明フォーマット	フォーマットはありません。	日本政府所定のフォーマット
検査手法	real-time RT-PCR検査	real-time RT-PCR検査
検査証明の条件	日本出国前72時間以内に検査を受け、発行されたもの。	日本出国前72時間以内に検査を受け、発行されたもの。
受診可能な医療機関	「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」(次ページ)記載の医療機関に限る。	「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」(次ページ)記載の医療機関に限る。
検査証明記載事項	生年月日、性別、国籍 パスポート番号 検体採取日時 検体採取機関 検査方式(real-time RT-PCR検査に限る) 検体採取方式(鼻咽頭、唾液) 結果 結果決定年月日 医師氏名、医籍登録番号、署名 証明書発行年月日 医療機関名、住所、連絡先電話番号、印鑑	生年月日、性別、国籍 パスポート番号 検体採取日時 検体採取機関 検査方式(real-time RT-PCR検査に限る) 検体採取方式(鼻咽頭、唾液) 結果 結果決定年月日 医師氏名、医籍登録番号、署名 証明書発行年月日 医療機関名、住所、連絡先電話番号、印鑑

I-① 日本を出国する際に必要な検査証明について

新型コロナウイルス検査証明機関登録簿

- 海外渡航者向けに新型コロナウイルス検査証明を発行できる医療機関を、経済産業省及び厚生労働省による審査を経て登録した、「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しておりますので、上記条件に合う検査を受検してください。
 - ✓ 新型コロナウイルス検査証明機関登録簿
(<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html#iryoukikan>)
- なお、10月8日より、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）が本格稼働し、海外渡航者が新型コロナウイルス感染症の検査を受けることが可能な医療機関を検索・予約できます。
 - ✓ 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）専用ページ
(<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>)

Ⅱ 必要書類（邦人・外国人が日本へ渡航する場合）

- ✓ **誓約書** →詳細はスライドⅡ-①へ
- ✓ **本邦活動計画書** →詳細はスライドⅡ-②へ
- ✓ **検査証明** ※出国前72時間以内に受検し、発行されたもの →詳細はスライドⅡ-③へ
- ✓ **質問票** →詳細はスライドⅡ-④へ
- ✓ **LINE・COCOAをインストール済み、位置情報保存を設定済み**のスマートフォン（スマートフォンは受入企業等から貸与いただいても問題ありません） →詳細はスライドⅡ-⑥へ

<外国人が日本へ渡航する場合は、上記に加え、在外公館での査証発給等申請が必要になります>

※上記のほか、査証申請手続き時に必要となる書類等についてもご用意ください

※査証申請手続き時の必要書類は、外務省HPからご確認頂けます

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

II-① 誓約書

(1頁目)

(2頁目)

(3頁目)

Business Track

外務大臣
厚生労働大臣 殿

渡航の対象者の情報を記載ください

(2020年9月17日更新)

誓約書

1 一般的事項
(企業・団体の名)
以下の事項を誓約いたします。

は、下記の者(以下「対象者」といいます。)の本邦入国に際し、

(1) 対象者	国籍	旅券番号	出身国・地域	本邦滞在予定期間
名前(アルファベット)				

- (3) 対象者は、入国時に、民間医療保険(滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。)に加入していること。
- (4) 対象者又は受入企業・団体は、
 - ア 入国拒否の対象地域から入国する場合、入国時に、対象者又は受入企業・団体が使用するスマートフォンにLINEアプリをインストールし、また、入国後14日間毎日、同アプリを活用し、主なビジネス関係での滞在場所を管轄する保健所に対象者の健康状態の報告を行うこと。
 - イ 入国拒否の対象地域ではない国・地域から入国する場合は、受入企業・団体の管理の下で、入国後14日間、対象者の健康フォローアップを行い、健康状態に問題があれば「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、対象者を指定された医療機関に受診させること。

渡航目的を簡潔に記載ください

(2) 誓約内容
ア 対象者の訪日目的が真に急を要し、必要不可欠なものであること
訪日目的:
(真に急を要し、必要不可欠な理由を具体的に記載)

- イ 対象者が、入国前14日以内に出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に基づき入国拒否の対象地域(出身国・地域を除く。)に滞在歴がないことを保証すること。(注)
(注) 出身国・地域から訪日する途中で入国拒否の対象地域を経由する際、当該国・地域に入国・入域許可を受けて入国・入域している場合は、滞在歴があるものとします。
- ウ 対象者に対し、本邦入国後に厚生労働省の要請に従った行動及び本邦入国後14日間は別添の本邦活動計画書の記載事項に従った行動をとらせ、そのために必要な管理を行うこと。本誓約書を含む必要書類が提出できない場合又は書類に不備がある場合、本邦活動計画書の記載事項にかかわらず、対象者は本邦入国後14日間、自宅又は宿泊場所で待機し、不特定第三者との接触を行わないことが要請される場合があることを理解すること。
- エ 対象者に対し、本邦活動計画書の記載事項にかかわらず新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながるおそれのある人対接触や行動を行わないよう指導及び監督すること。
- オ 対象者が、上記ウの厚生労働省の要請に反する行動をとった場合又は上記エの指導若しくは監督に従わない場合には厚生労働省検疫所業務管理室に対して、また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を有することが確認された場合には、主なビジネス関係での滞在場所を管轄する保健所及び対象者の時点の所在地を管轄する保健所に対して、直ちに報告するとともに、日本政府の関係当局の指示に従うこと。

- 2. 防疫事項
当企業・団体として、以下の事項について、対象者に説明の上、本人の同意を得たこと、また、その実施を確保するために必要な措置をとることを誓約いたします。
- (1) 対象者は、入国前14日間、検温を行い、仮に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、本邦への渡航を中止すること。
- (2) 対象者は、現地出発前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得すること。また、本邦入国時に、次のとおり、検査証明又はその写しを提示・提出すること。
 - ア 対象者は、入国拒否の対象地域から入国する場合には、検疫官及び入国審査官に対し、当該証明又はその写しを提示・提出すること。また、対象者は、入国審査官に当該証明又はその写しを提出できない場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、入国拒否の対象となることについて理解すること。
 - イ 対象者は、入国拒否の対象地域ではない国・地域から入国する場合には、検疫官に対し、当該証

- スマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリを導入し、機能を利用すること。
- スマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、また、入国後14日間、位置情報を保存すること。
- (7) 対象者は、入国拒否の対象地域から入国する場合には、入国時、新型コロナウイルス感染症の検査を受け、その結果が判明するまで、検疫所長が指示した待機場所に留り、他者と接触しないこと。
- (8) 上記2(7)に該当する対象者については、空港外の検査結果待機場所が必要な場合、待機場所は自宅又は受入企業・団体が確保した施設とし、その費用は受入企業・団体が負担すること。
- (9) 対象者は、入国後14日間、移動手段を下記のいずれかに限ること。
 - ・ 自家用車
 - ・ 受入企業・団体所有車両
 - ・ レンタカー
 - ・ ハイヤー
- (10) 対象者は、入国後14日間、ビジネス関係での滞在場所(受入企業・団体や取引先のアフター・工場等)を業務上必要最小限のものにすること。
- (11) 対象者は、入国後14日間、検査結果待機場所、宿泊場所及びビジネス関係での滞在場所でのみ行動し、接待・食事等についてもこれらの場所にて実施すること。
- (12) 対象者は、入国後14日間、検査結果待機場所、宿泊場所及びビジネス関係での滞在場所においては、個室を用いるなど、必要最小限の関係者以外に、不特定第三者との接触を行わないこと。
- (13) 受入企業・団体は、対象者の入国後14日間、日時、滞在場所ごとに対象者が接触した者を記録すること。
- (14) 対象者は、入国後14日間、本邦活動計画書に基づき検疫所長が指定した場所以外には滞在又は移動しないこと。
- (15) 入国後14日以内に対象者が有症状となった場合、対象者は、ビジネス関係での滞在・移動を中止するとともに、受入企業・団体は、速やかに対象者の時点の所在地を管轄する「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、対象者を指定された医療機関に受診させること。
- (16) 入国後14日以内(本邦入国後2日以内を含む。)に対象者が陽性となった場合、対象者及び受入企業・団体は、発症2日前から隔離開始までに接触があった濃厚接触者リストやスマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所に提供・提出するなど、その陽性(感染症)の発生及び感染症患者に対する医療に関する法律第10条として必要な情報提供を求められた際には同意を書面で行うこと。
- (17) 受入企業・団体は、下記の感染防止対策を対象者及び接触者の①マスク着用、②手指消毒を行うこと。
- (18) 受入企業・団体は、対象者の入国後14日間のよう注意喚起すること、また、発熱や呼吸器症状が生じた場合には直ちに受入責任者に連絡するよう対象者と接触する者に要請すること。
- (20) 受入企業・団体は、対象者の入国後14日間における全ての滞在場所等について、本邦活動計画書どおりを実施するために必要な管理を行うこと。また、入国後やむを得ない日程変更等によって対象者に

Business Track

(2020年9月17日更新)

- より同計画書にない行動がとられた場合には、当初の計画の変更内容を記した報告書を、滞在期間が14日間以内となる者については対象者の本邦入国時に、15日間以上の者については対象者の入国後15日目に降し、入国時に本邦活動計画書を提出した検疫所に提出すること。
- (2) 対象者は、上記の同意事項に反したことが明らかとなった場合等、不実の記載のある文書等により査証又は再入国関連書類提出承認書の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ることについて理解すること。
- 3 上記1及び2の誓約に違反した場合、又は本邦活動計画書の記載内容や計画の変更内容に虚偽があったと認められる場合には、関係当局により企業・団体の名称が公表されるとともに、今後当企業・団体の招へるべき者に対し、本件措置に基づく本邦入国が認められないことがあることを理解します。

年	月	日
企業・団体名・部署名		
受入責任者名		印
(自署)		
肩書		
住所		
電話		

受入責任者のお名前・捺印等をいただきます
 ※印鑑は法人印を使用してください
 ※受け入れ責任者は必ずしも団体の長である必要はありません

- 誓約書は渡航者1名につき1枚、作成をお願い致します
- 誓約書は外務省HPからダウンロード頂けます https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003415.html
- 誓約違反時には、受入企業・団体の名称が公表される可能性があります。
- 査証申請時、誓約書写しを提出いただきます。本邦入国後の検疫時にも誓約書写しを提出いただきます。但し、疑義があると判断する場合は、原本の提出を求めることがありますので、受入企業・団体は原本を対象者の入国後6週間保管して下さい。
- 受入企業・団体は、誓約書の記載内容について十分理解した上で、対象者に対して丁寧な説明を行ってください。

Ⅱ-③ 検査証明

- 検査証明は、以下の全事項が英語で記載されたものに限りです。
 - (1) 人定事項（氏名、パスポート番号）
 - (2) COVID-19の検査証明内容（検査手法（※）、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日）
 - (3) 医療機関等の情報（医療機関名（又は医師名）、医療機関住所、医療機関印影（又は医師の署名））

※検査手法、検査証明のフォーマット等については以下外務省ホームページをご確認下さい。

シンガポール：https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page22_003415.html

（シンガポールについては検査証明のフォーマットは指定していません。）

韓国：https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page22_003428.html

Ⅱ-④ 質問票 (国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方の場合)

質問票の記入例 ※機内で記入いただきます

QUESTIONNAIRE 2020-08-30 EN3F-Front

Outbreak of Novel Coronavirus (2019-nCoV) has been reported around the world. This form is for detecting patients early and contacting persons who might have had close contact with patients. Please fill out correctly and clearly in "ENGLISH" with "CAPITAL and BLOCK LETTERS" and in black or blue ink. Your personal information may be shared with public health center.

Please respond to the following questions by putting a check mark (V) in the answer box that corresponds to your response shown in the blank where indicated.

Have you stayed in the following prevalent regions in the past 14 days?

China, Hong Kong, Macau, Taiwan, Korea, Indonesia, Singapore, Thailand, Philippines, Brunei, Viet Nam, Malaysia, Maldives, India, Pakistan, Bangladesh, San Marino, Iceland, Andorra, Italy, Estonia, Austria, Netherlands, Switzerland, Spain, Slovenia, Denmark, Germany, Norway, Vatican, France, Belgium, Malta, Monaco, Liechtenstein, Luxembourg, Ireland, Sweden, Portugal, Greece, Slovakia, Czech, Hungary, Finland, Belarus, Bosnia and Herzegovina, Poland, Latvia, Lithuania, United Kingdom, Cyprus, Croatia, Kosovo, Bulgaria, Romania, Albania, Armenia, Moldova, Montenegro, North Macedonia, Serbia, Ukraine, Russia, Azerbaijan, Kazakhstan, Tajikistan, Kyrgyz, United Arab Emirates, Iran, Israel, Oman, Qatar, Kuwait, Saudi Arabia, Turkey, Bahrain, Afghanistan, Egypt, Cote d'Ivoire, Democratic Republic of the Congo, Djibouti, Mauritius, Morocco, Cabo Verde, Gabon, Guinea-Bissau, Sao Tome and Principe, Equatorial Guinea, Ghana, Guinea, South Africa, United States of America, Canada, Antigua and Barbuda, Ecuador, Saint Christopher and Nevis, Chile, Dominica, Dominican Republic, Barbados, Panama, Brazil, Peru, Bolivia, Bahamas, Mexico, Uruguay, Honduras, Colombia, El Salvador, Argentina, Australia, New Zealand, Georgia, Iraq, Yemen, Algeria, Eswatini, Cameroon, Senegal, Central African Republic, Mauritania, Guyana, Cuba, Guatemala, Grenada, Saint Vincent and the Grenadines, Costa Rica, Venezuela, Haiti, Nicaragua, Uzbekistan, Kenya, Comoros, Republic of Congo, Sierra Leone, Suriname, Sudan, Somalia, Namibia, Nepal, Paraguay, Palestine, Yemen, Iraq, Haiti, Nicaragua, Uzbekistan, Kenya, Comoros, Republic of Congo, Sierra Leone, Suriname, Sudan, Somalia, Namibia, Nepal, Paraguay, Bhutan, Rwanda, South Sudan, Tunisia

① Yと記入し、滞在地を○で囲みます。

② 本人の情報を記入いただきます。

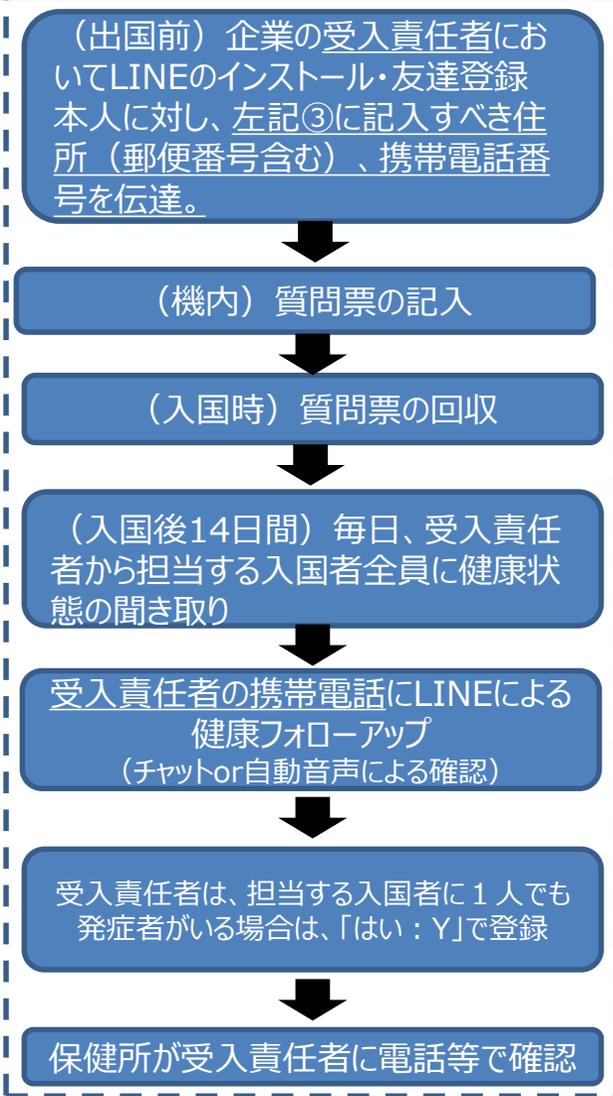
③ 受入企業・団体の住所、LINEの友達登録等が完了している受入責任者の電話番号、受入責任者のメールアドレスを記入していただきます。

④ 本人の健康状態等について記入いただきます。

⑤ 本人の宿泊・滞在先を記入いただきます。

⑥ 本人の携帯電話番号を記入します。

健康フォローアップまでのイメージ



II-⑤ 民間保険加入

- 本制度を活用して入国する外国人（※）に対し、日本国内での急な医療費負担に対応した、民間医療保険への加入を必須とします。

（※日本人でも、帰国時点で日本の公的保険制度（健康保険や国民健康保険など）に加入していない場合には同様に民間医療保険に加入して下さい。）

● 趣旨

入国後、無保険状態で不慮の病気・事故により、本人に高額な医療費負担が生じることは、本人にとっても医療機関にとっても大きなリスクとなるため、入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）に加入していることを必須とするものです。

※新型コロナウイルス感染症の治療費を補償することが目的ではありません。

● 加入すべき民間保険の種類

入国者が加入しているクレジットカードに付帯しているもの、出国前に旅行代理店経由で加入するもの等、様々なものがあります。そのほか、日本政府観光局のホームページや、在外公館・上陸審査場で案内している旅行保険の活用も考えられます。

（日本政府観光局HP：https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/ov_travel_insurance.html）

● よくある質問

Q： 保険への加入は、本邦への入国後でも構わないのでしょうか。

A： 入国前に加入いただくことが前提ですが、やむを得ない事情がある場合、空港内など本邦到着直後に加入してください。

Q： 保険への加入手続きのために外出する場合、「14日間の自宅待機」義務に違反することになるのでしょうか。

A： 外出を要することにならないよう、出国前やオンラインでの加入をお願いします。

Q： 保険への加入を証明する書類の提出は必要でしょうか。必要な場合、どのような書類を用意すればよいのでしょうか。

A： 保険証券等を確認させていただくことがあります。また、事後的に入国時（または入国直後）に未加入であったことが発覚した場合には、「誓約書」違反となり、受け入れ企業・団体名の公表、本措置の利用禁止等の措置をとることがあります。

Ⅱ-⑥ アプリのインストールについて

- 空港での検疫・入国審査時に、接触確認アプリのインストール等を確認させていただきます
- スマートフォンは受け入れ企業等から貸与いただいても問題ありません

① LINE



□ 目的

入国後14日間の健康状態の報告

□ 使用方法

- ①専用のQRコードから厚生労働省の公式アカウントを友達追加
- ②厚労省公式アカウントから、健康状態確認メッセージを送付
- ③LINEで返答

□ 注意点

- ・国内電話番号でない携帯電話（海外SIM）、日本語以外の言語には対応していません。
- ・入国者が国内電話番号の携帯電話を持っていて、かつ日本語を理解できる場合を除き、受入企業・団体の担当者がアプリをインストール、設定の上、入国者から健康状態を聞き取って報告してください。
- ・その場合、機内で入国者に記載いただく「質問票」には、受入企業・団体の住所、LINEアプリの設定が完了した担当者の電話番号・メールアドレスを記載するよう、事前に必ず伝えてください。（P18参照）

② COCOA



□ 目的

感染者との接触情報の確認

※新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。

□ 使用方法

- ①アプリをインストール
- ②利用規約等に同意
- ③Bluetooth、接触ログの記録を有効化

③ 位置情報の保存

□ 目的

位置情報の把握

※入国後14日以内に陽性となった場合、保存された位置情報を保健所に提示いただきます

□ 使用方法

- Googleマップを「ロケーション履歴がオン」に設定
又は
 - iPhoneの「利用頻度の高い場所」の設定がオンになっているか確認
- ※詳細の設定方法はp.22,23をご覧ください

<注意点>

- 空港での検疫および入国審査時にアプリのインストール・位置情報の保存の有無を対象者の申告等により確認します。誓約違反が判明した際は、受入企業・団体名の公表、本措置の利用停止等の措置をとることがあります。

After your arrival to Japan

Handing over this document to your host company in Japan

LINEを活用した健康フォローアップのお願い (受け入れ企業の皆様へ)

ビジネス目的での往来再開の枠組みを活用して入国・帰国される方には、入国後14日間、LINEアプリを活用した毎日の健康状態の報告をお願いしています。

別紙の通り、**国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方が入国される場合には本人のスマートフォンに、国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方が入国される場合には企業の受入責任者のスマートフォンに、それぞれLINEアプリをインストール・友だち登録等を行っていただいた上で、健康状態の報告をいただくこととなります。**

ビジネストラック活用企業の皆様におかれましては、上記の仕組みと流れを御理解いただき、入国者本人に対しても御説明をお願いいたします。

①本人または受入責任者のスマートフォンの設定

STEP1

このQRコードを読み取る



STEP2

友だち追加と設定



STEP3

後日、LINEに届くアンケートへ回答



<通知メッセージの受信設定>



② 具体的な確認方法

- ・ LINE公式アカウントより、本人のスマートフォン（国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方の場合）又は企業の受入責任者のスマートフォン（国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方の場合）宛てに、健康状態の確認のメッセージをお送りします。
※ 企業の受入責任者の方からの報告の場合、担当する入国者全員分をまとめて報告してください（例えば、1人でも37.5度以上の発熱のある入国者がいれば、「発熱あり」と回答）。
- ・ 万が一、入国後初回の連絡でLINEアプリでの連絡が取れなかった場合は、お電話により、自動音声で健康状態をお伺いします。

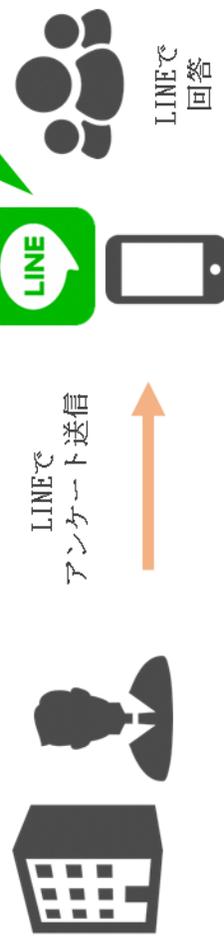
【質問項目】

- ・ 37.5度以上の発熱があるか
- ・ せき、のどの痛み、強いだるさ等があるか

※ この質問では、クレジットカード番号や金銭の授受に関する質問は一切行いません。厚生労働省を装った詐欺にご注意ください。

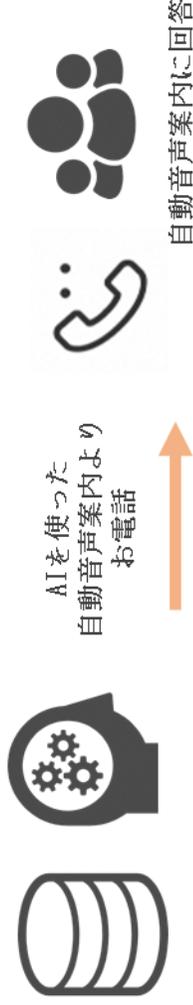
LINEで10秒、かんたん回答

LINEアプリによる健康状態確認（原則）



厚生労働省

初回通知をLINEでお送りできなかった場合



- ※LINEで女だち登録いただいたいても、以下のケースに該当する方は電話でのサポートが実施されますのでご注意ください。
- ・ 一部の方には初回のPUSHメッセージを受け取った後に、LINEに登録されている電話番号へSMSによる認証を行います。SMSが受け取れない方、SMSを受け取った後に認証を実施されなかった方。
 - ・ PUSHメッセージを受け取った後、翌日9:00までにアンケートにご回答いただけなかった方。

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



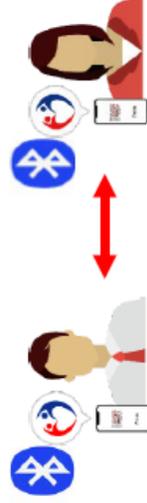
* 画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取
ることができる、スマートフォンアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォン近接通信機能（Bluetoothス）を利用して、お互いに分からないようブライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはなりません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※Bluetoothウースをオフにすると情報を記録しません

iPhoneの方はこちら



App Store
からダウンロード

Androidの方はこちら



Google Play
で手に入れよう

詳しくはこちら



厚生労働省
ウェブサイト

グーグルマップ 位置情報設定方法

STEP1

Androidスマートフォンまたはタブレットで、「Googleマップアプリ」を開きます。



STEP2

「プロフィール写真」または「イニシャルアカウントサークルアイコン」をタップします。



STEP3

「タイムライン」アイコンをタップします。



STEP4

その他アイコンをタップし、「設定とプライバシー」をタップする。



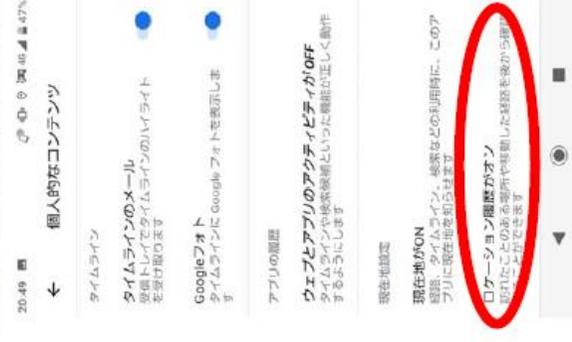
STEP5

「現在地がON」になっていることを確認します。オンになっていない場合は、「現在地がOFF」をタップし、現在地をONにします。



STEP6

「ロケーション履歴がオン」になっていることを確認します。オンになっていない場合は、「ロケーション履歴がOFF」をタップし、ロケーション履歴をONにします。



※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。

iPhone 「利用頻度の高い場所」 設定確認方法

STEP1
ホーム画面で、「設定」をタップ



STEP2
「設定」画面から「プライバシー」をタップ



STEP3
「位置情報サービス」をタップ



STEP4
「システムサービス」をタップ



STEP5
「利用頻度の高い場所」の設定がオンになっているかを確認する



参考
「位置情報サービスとプライバシーについて」



※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。
※利用頻度の高い場所は、Appleが読み取ることができません。詳しくは、「利用頻度の高い場所」設定画面に記載の「位置情報サービスとプライバシーについて」をご覧ください。

1. 制度の概要について

2. 必要書類について

3. 企業・団体の皆様への要望事項等

本措置の実施に当たっての企業・団体の皆様への要望事項

- 新型コロナウイルス感染症の全世界的な流行が続いている中、例外的に行われる措置であることに鑑み、企業・団体の皆様には特に次の点について御理解、御協力をお願いします。
- 国外からの新型コロナウイルスの流入防止に万全を期すため、引き続き水際対策を徹底します。同時に、今後、経済を回復軌道に乗せていく上で、我が国内外の感染状況等を踏まえながら、感染再拡大の防止と両立する範囲内において試行していく措置であることを踏まえ、申請に当たっては、邦人の渡航（アウトバウンド）、外国人の訪日（インバウンド）共に、真に必要な方に限ってください。
- 本措置については、例外的に出入国が認められた邦人帰国者・外国人入国者に対する追加的な防疫上の措置について受入企業・団体が責任を持つ制度であることを御理解ください。その一環として、対象者本人が受入企業・団体に、LINEアプリによる健康状態の確認にご協力いただく他、対象者本人が接触確認アプリ・地図アプリを導入したスマートフォンを保有し、逐次位置情報を記録いただくことも求められます。また、対象者が持参すべき必要書類については、入国時の問題を避けるためにも、企業・団体に適切に指導・管理をお願いします。誓約違反等が起こった場合は、当該企業・団体名が公表される他、本件措置の利用が今後認められない可能性があります。
- 今後の措置拡大も見据え、検査証明の取得に当たっては、多くの派遣者を予定している企業・団体や、可能な企業・団体についてはできるだけ企業・団体の健康管理センターや企業・団体内診療所の活用を図ってください。
- 邦人の帰国及び外国人の入国に当たっては、空港におけるCOVID-19に関する検査等検疫措置の円滑な実施の観点から、帰国日・入国日を分散化させる等、平準化に御協力ください。また、場合により帰国日・入国日の調整をお願いすることがあります。

関係省庁の問い合わせ先等

- よくある問い合わせ <https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html#faq01>
- 本邦入国時の空港での入国審査について
法務省出入国在留管理庁 出入国管理部 審判課
電話：03-3580-4111（内線4446・4447）
- 本邦入国のための査証関連の手続きについて（対象国・地域への渡航のための査証関連のお問い合わせは各国・地域の在京大使館等にお問い合わせください。）
外務省 領事局 政策課
電話：03-3580-3311（内線4475）
外務省 領事局 外国人課（査証関連）
電話：03-3580-3311（内線3066）
- 各種防疫措置（14日間待機、公共交通機関不使用、接触確認アプリ、地図アプリを通じた位置情報の保存）や民間保険の加入について
厚生労働省の電話相談窓口
電話：0120-565653
- 各種防疫措置（健康フォローアップ、空港検疫における検査等）について
厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室
電話：03-5253-1111（内線2468）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html
- 企業からの一般的なご相談について（防疫措置や手続きの詳細運用、技能実習、特定技能に関する詳細運用等を除く）
経済産業省 水際対策担当
電話：03-3501-1511（内線2944）（受付時間 9時30分～18時15分）
- 航空便について
国土交通省 航空局 危機管理室
電話：03-5253-8700